

JPSCS ニュースレター2017年9月16日

## 内部告発者に対する保護法

日本医療安全学会理事長 酒井亮二

事故を隠したいという組織風土において、内部告発がされることがある。

イギリスの医療安全運動の発端とされるブリストル王立小児病院の事件。不適な心臓手術で29人の子供たちの死亡が1997年に発覚しました。内部告発によるものです。告発者はイギリス医療界からの巨大なパッシングを受けた結果、オーストラリアへ逃亡しました。

その後、イギリスの情報公開法の下で、医療事故の説明責任(アカウンタビリティ)が叫ばれるようになりました。

一方、日本でも様々な企業での事故隠しに対する社員の内部告発が活発化しました。これを受けて、「公益通報者保護法」が2006年に施行されています。本法は医療機関にも適用されています。

従事者が同法に定められている方法で内部告発をした場合、内部告発者に対する解雇や減給その他不利益な取り扱いを無効とする、という趣旨の法律です。